

特定都市河川浸水 被害対策法の概要



特定都市河川浸水被害対策法制定の背景

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発

都市部では、平成11、15年の福岡水害、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発
また、一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生

市街化の進展した都市部においては、河道の拡幅、堤防のかさ上げ、洪水調節ダム等の整備による浸水被害の防止が困難

◆市街化の進展

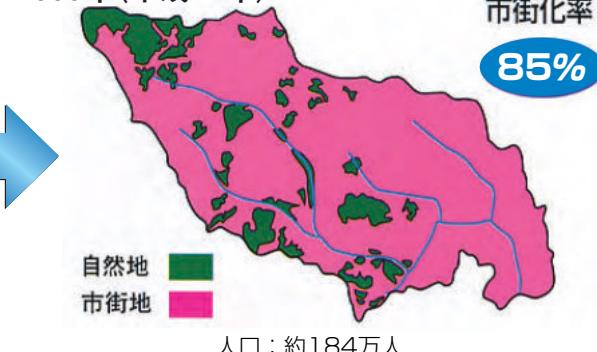
昭和30年代以降の急激な開発により、流域の大部分が市街化された。

～鶴見川の事例～（流域面積：235 km²）

1958年（昭和33年） 市街化率 10%



2000年（平成12年） 市街化率 85%



都市部における浸水は、都市機能の麻痺や地下街の浸水をもたらす等重大な被害につながる



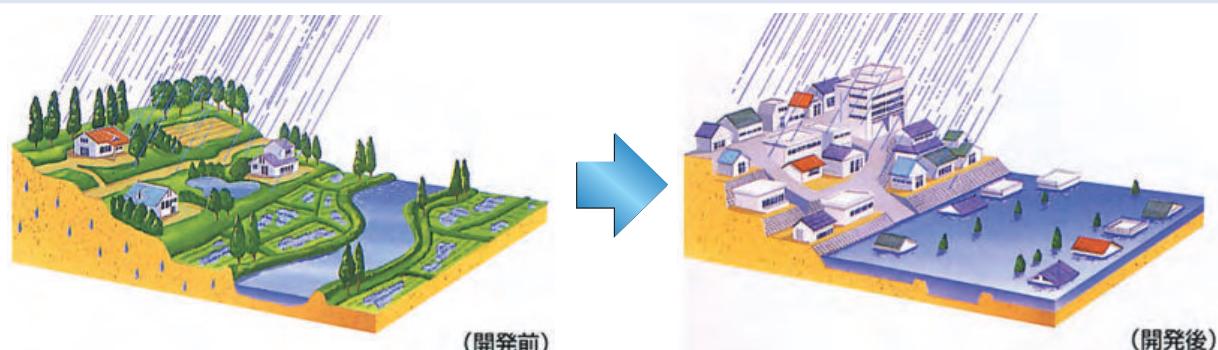
平成15年 福岡市内浸水状況



平成15年 福岡市の地下街浸水状況

◆市街化による流出増

開発前は雨水は地下に浸透し、河川に流れ込む表流水（地表を流れる水）は抑制されていたが、開発によってコンクリートなどに覆われた不浸透域が増大し、短時間に多量の表流水が河川に流入するようになった。



平成15年 福岡市の地下街浸水状況



その結果、都市部の河川では、平常時は流量が極端に少ない反面、台風時などに、流域に降った雨水が短時間に集中して流出し、浸水被害が頻発する「都市型水害」が発生するようになった。



神田川(平成5年8月27日 洪水状況)

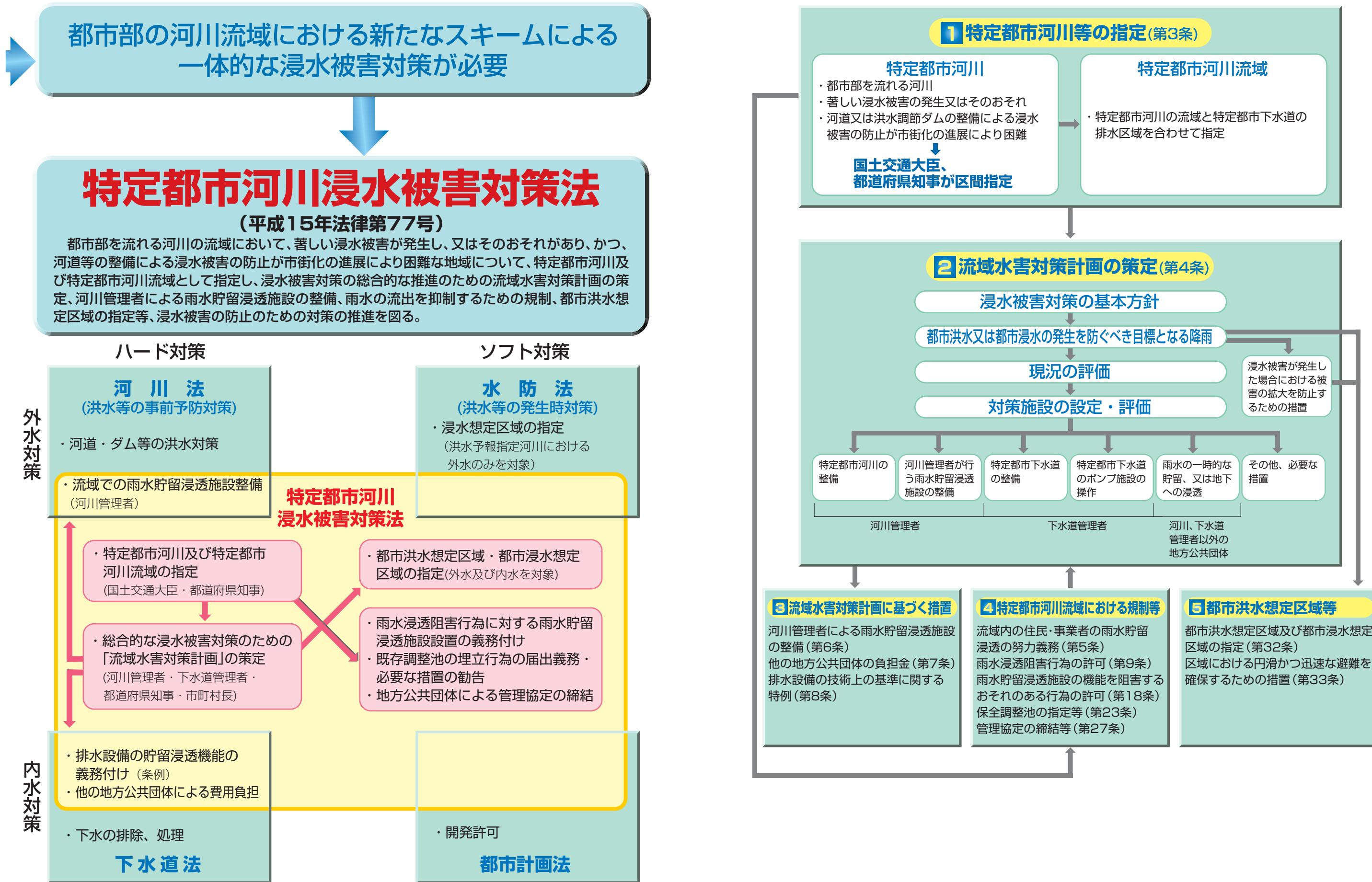


平成12年 東海水害



平成12年 東海水害

特定都市河川浸水被害対策法のスキーム



1 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（第3条）

（1）特定都市河川の指定要件

- ①都市部を流れる河川
(市街化率がおおむね5割以上)
- ②流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
(過去の実績又は想定される年平均水害被害額が10億円以上)
- ③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なこと

3つの要件のすべてに該当する場合

（2）特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

- ・特定都市河川として指定する区間に一級河川の直轄管理区間が含まれる場合は国土交通大臣が指定。それ以外の場合には都道府県知事が指定。
- ・都道府県知事が指定を行う場合、指定しようとする特定都市河川流域が2以上の中道府県にわたるときは、共同で指定。
- ・連続する区間を指定。
- ・特定都市河川の流域と特定都市下水道の排水区域をあわせて指定。

指定に当たり検討が必要な基本的事項の整理

検討が必要となる基本的な事項として、次に掲げる河川及び流域のデータを整理すること。

1. 河川・流域の諸元：

- ・流域界、流域面積、法河川延長、下水道排水区域、浸水被害の軽減に資する施設の整備状況
- ・流域内の市街化状況(都市計画に関する基礎調査等による資料)、土地利用計画

2. 水害実績：

- ・水害統計
- ・河川管理者、流域内の地方公共団体が保有する水害に関する資料

3. 想定はん濫区域の資産状況：

- ・想定はん濫区域の範囲と面積
- ・想定はん濫区域内の資産状況(資産額、世帯数、その他)
- ・想定はん濫区域における想定年平均水害被害額

（3）特定都市河川及び特定都市河川流域の指定にあたり必要な手続き

■法定の意見聴取等

国土交通大臣指定の場合：

- ・流域内の都道府県知事・市町村長・下水道管理者の意見を聴かなければならない。(第8項)

都道府県知事指定の場合：

- ・国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。(第7項)
- ・流域内の市町村長・下水道管理者の意見を聴かなければならない。(第9項)

■関係部局との調整

- ・特定都市河川等の指定に当たっては、あらかじめ当該河川流域内の関係する部局と十分な連絡、調整を図る必要がある。

■指定の公示について

国土交通大臣指定の場合：

- ・官報に掲載するとともにインターネットのホームページ等の適切な手段により、周知に努める。

都道府県知事指定の場合：

- ・都道府県の公報に掲載するとともにインターネットのホームページ等の適切な手段により、周知に努める。

■特定都市河川等の指定に伴い、ただちに必要となる事務について

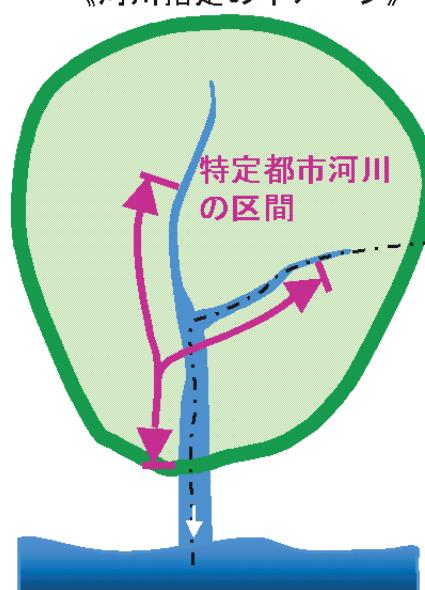
特定都市河川等の指定と同時に、法第9条に基づく雨水浸透阻害行為の許可に関する事務が生じる可能性があることから、指定に先立ち、指定と同時に必要となる基準降雨の公示のためのデータ整理、許可申請の受付窓口等の許可に関する体制整備、その他業務の遂行に必要な調査、調整等を行っておく必要がある。

■特定都市河川等の指定の変更又は解除の手続きについて

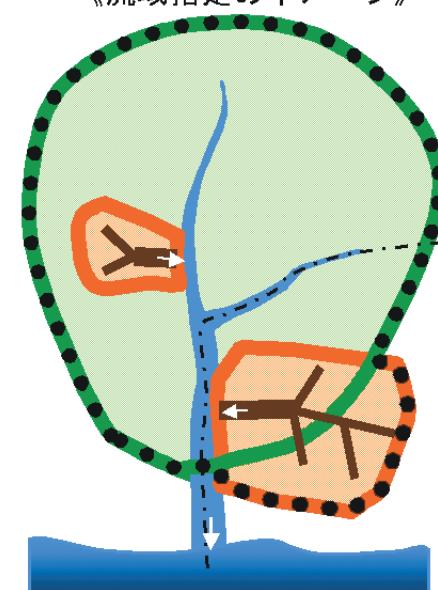
特定都市河川等の指定の変更又は解除の際にも、当初の指定の際と同様の手続きを行う必要がある。なお、自然流域外において下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定に基づく公共下水道の供用開始が公示され、新たに特定都市河川流域として指定すべき区域が生じた場合は、遅滞なく特定都市河川流域の区域の指定を変更する必要がある。



《河川指定のイメージ》



《流域指定のイメージ》



[凡例]

- 河川の自然流域
- 特定都市下水道の排水区域
- 特定都市河川流域

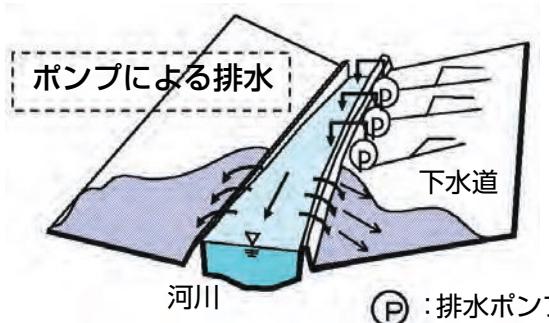
2 流域水害対策計画の策定(第4条)

流域水害対策計画は、総合的な浸水被害対策を推進するために、特定都市河川の河川管理者、特定都市下水道の下水道管理者、関係都道府県知事及び市町村長が共同して策定する。

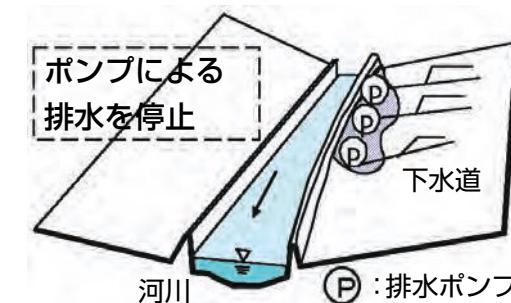
(1) 計画事項

- ①特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
- ②特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- ③特定都市河川の整備に関する事項
- ④特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- ⑤下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く)
- ⑥特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るために雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- ⑦下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る)の操作に関する事項
- ⑧浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
- ⑨その他、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

《特定都市下水道のポンプ操作による浸水被害イメージ》



排水ポンプの排水により内水被害は解消されるが、下流の河道の流下能力の低い区間で外水はん濫を起こす恐れがある。



排水制限により、排水ポンプ場周辺で内水被害を起こす恐れがある。

- 現場の混乱を回避するため、あらかじめ河川の水位等に応じて排水ポンプの放流量を制限する規定(運転調整ルール)を定めることが必要。

(2) 計画手続

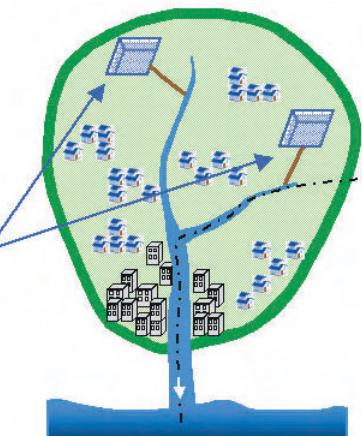
- ・河川管理者が国土交通大臣以外の場合は、流域水害対策計画の策定に当たり国土交通大臣の同意付き協議が必要。
- ・流域水害対策計画策定に当たり、河川及び下水道に関する学識経験者からの意見聴取が必要。
- ・流域水害対策計画策定に当たり、必要に応じて公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させる措置が必要。
- ・流域水害対策計画を定めたときは、官報、都道府県及び市町村の公報に掲載するとともに、インターネットのホームページに掲載する等の適切な手段により周知に努める。
- ・流域水害対策計画を変更しようとする際にも、策定時と同様の手続きが必要。

3 流域水害対策計画に基づく措置(第6条～第8条)

(1) 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備(第6条)

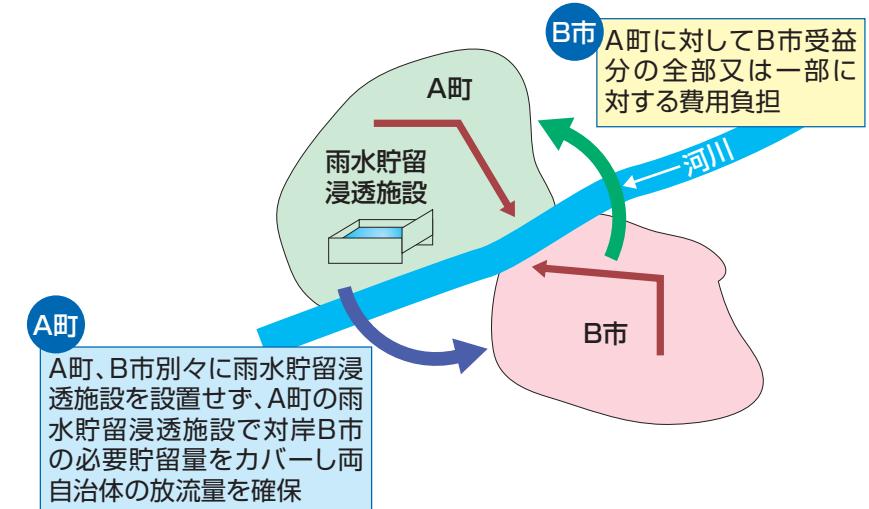
- ・流域水害対策計画に基づき特定都市河川流域に雨水貯留浸透施設を設置、管理する事ができる。
- ・当該施設及びその敷地は河川法に規定する河川管理施設及び河川区域とみなす。
- ・河川管理者は当該施設の敷地である土地の区域または当該施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体区域を公示する必要がある。

河川管理者が整備する
雨水貯留浸透施設
↓
河川法に規定する
・河川管理施設
・河川区域
・河川工事
とみなして河川法その他の法令で定める法令の規定を適用



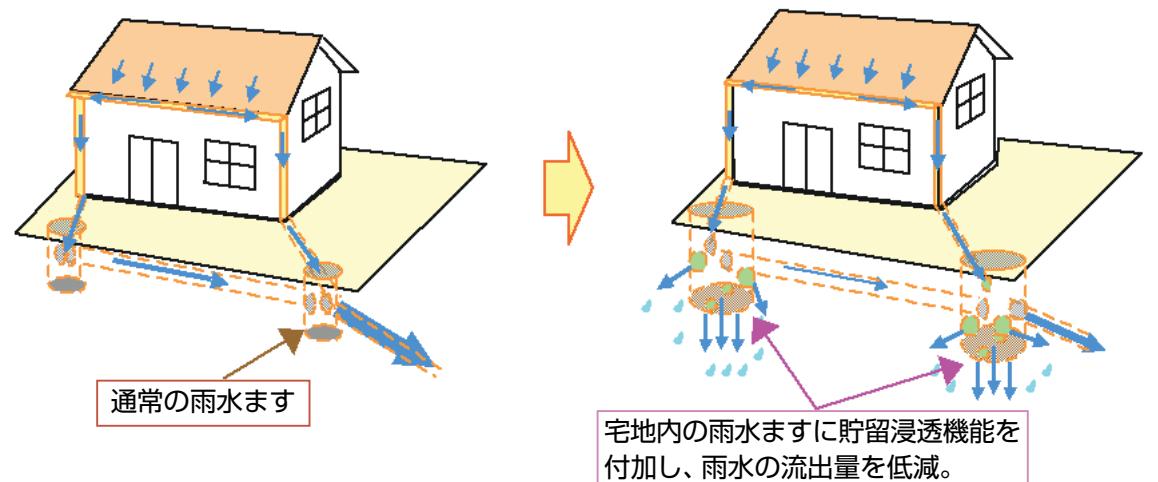
(2) 他の地方公共団体の負担金(第7条)

- ・流域水害対策計画に定められた特定都市下水道の整備(汚水のみを排除するためのものを除く)及び雨水貯留浸透施設の整備等を実施する地方公共団体は、あらかじめ協議をした上でその事業により利益を受ける他の地方公共団体に利益を受ける限度において費用を負担させることができる。



(3) 排水設備の技術上の基準に関する特例(第8条)

- ・公共下水道管理者は、流域水害対策の実施にあたり必要に応じて条例により各戸の排水設備(下水(雨水))を公共下水道に流入させるために必要な排水施設(貯留浸透機能)を付加させることができる。



4 特定都市河川流域における規制等(第5条・第9条~第31条)

(1) 雨水浸透阻害行為の許可等

- ・宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²^{※1})以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は都道府県知事等^{※2}の許可が必要。(第9条)

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

- 1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地 (流出係数 小)

【山地】 【林地】
【耕地】 【原野(草地)】
【締め固められていない土地】



「宅地等」に含まれる土地 (流出係数 大)

【宅地】 【道路】
【池沼】 【水路】 【ため池】
【鉄道線路】 【飛行場】

- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

(2) 保全調整池に係る行為の届出(第23条~第26条)

- ・一定規模(100m³^{※4})以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等^{※2}が指定
- ・保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)は都道府県知事等^{※2}に対する届出を義務付け
- ・都道府県知事等^{※2}は必要な措置を助言・勧告
- ・特定都市河川流域内に存する防災調整池の所有者、その管理について権原を有する者は、防災調整池が有する雨水貯留機能を維持するように努めなければならない。



従前の防災調整池(約500m³規模)



埋め立て後の状況

(3) 保全調整池に係る管理協定(第27条~第31条)

- ・地方公共団体は、保全調整池の所有者と協定を締結し保全調整池を管理することができる。
- ・管理協定は保全調整池の譲受人等に対しても効力を有する。

(4) 流域内住民等の努力義務(第5条)

- ・特定都市河川流域内に居住し、又は事業を営む者は、浸水被害の防止を図るために雨水の一時的な貯留、地下への浸透に自ら努めるとともに河川管理者等がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

※1都道府県等の条例で500m²以上1000m²未満とする範囲内で別に定めることができる。

※2指定都市、中核市、特例市又は都道府県の条例で法第3章に規定された事務処理を行うこととされた市町村の長を含む。

※3地方公共団体は浸水被害の発生の状況又は自然的条件の特殊性を勘案し、条例により強化することができる。

※4都道府県知事等の条例で100m³未満で別に定めることができる。

- ・雨水浸透阻害行為の許可に当たっては、都道府県知事等^{※2}が定め公示する基準降雨^{※3}が生じた場合における10分ごとの行為区域からの流出雨水量として、次に掲げる式により算定したものの中最大の値(雨水浸透阻害行為の行為者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が存する場合にあっては、当該施設の機能を勘案する等合理的な方法により算定したものの中最大の値)が、雨水浸透阻害行為後において行為前よりも上回らないこと。

$$Q = (1 \div 360) \times F \times R \times (A \div 10000)$$

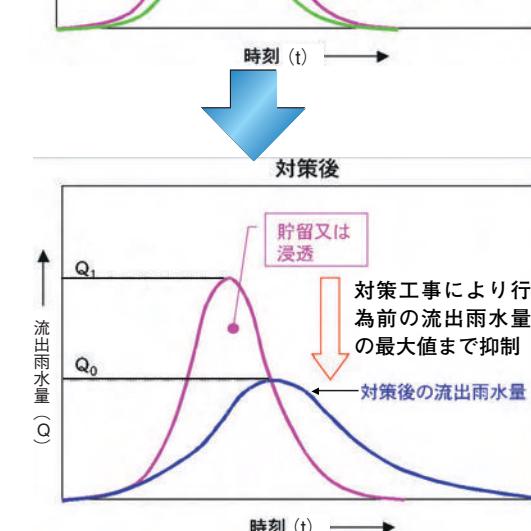
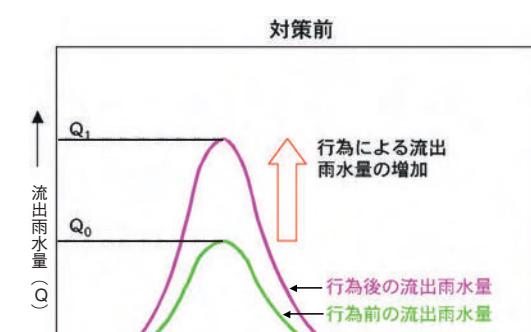
Q 行為区域からの流出雨水量(m³/秒)

F 行為区域の平均流出係数

R 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/時間、洪水到達時間は10分)

A 行為区域の面積(m²)

- ・許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)は、都道府県知事等^{※2}の許可が必要(第18条)
- ・都道府県知事等^{※2}の許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則(懲役又は罰金)が適用。



■都市洪水想定区域の指定

流域水害対策計画において定められた都市洪水（河川のはん濫）の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合の

- ・都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保する
- ・都市洪水による被害の軽減を図る

ことを目的として、特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定。ただし、特定都市河川が水防法に基づく洪水予報指定河川である場合を除く。

■都市浸水想定区域の指定

流域水害対策計画において定められた都市浸水（内水による溢水又は湛水等の浸水）の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合の、

- ・都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保する
- ・都市浸水による被害の軽減を図る

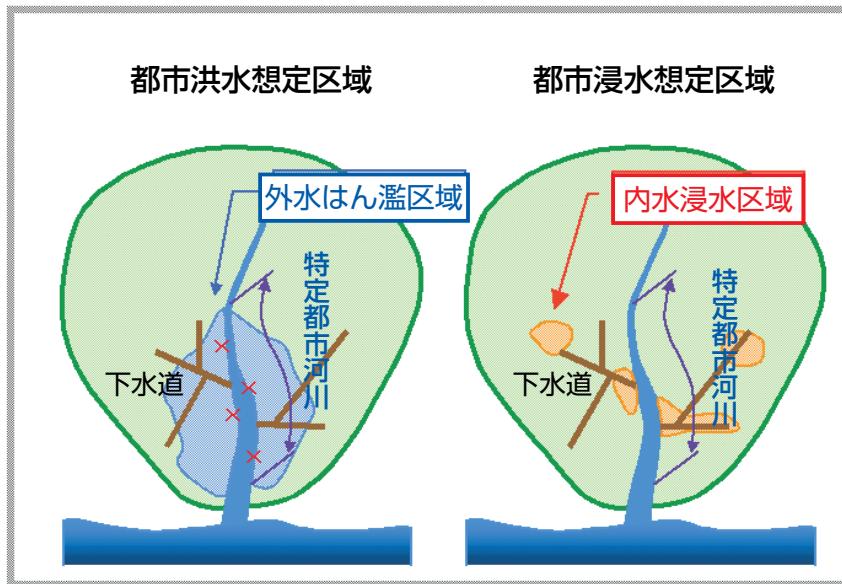
ことを目的として、都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定。

■ 区域の指定・公表にあたっては、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにする。

■ 市町村防災会議は洪水等情報の伝達方法、避難場所、地下街への情報伝達方法等を市町村地域防災計画に定め、住民に周知させるよう努める。

■ 地下街管理者は、都市洪水又は都市浸水が生じた時における当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び公表に努めなければならない。

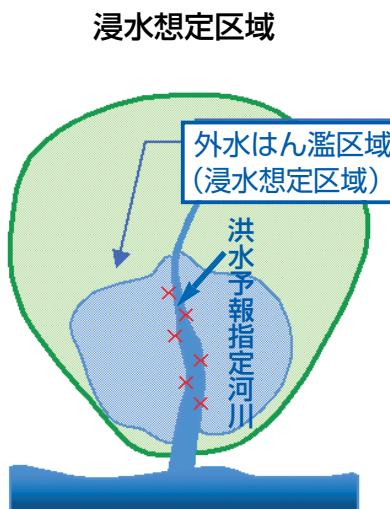
【特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定】



特定都市河川が
洪水予報指定河川でない場合

特定都市河川が
洪水予報指定河川である場合

【水防法に基づく指定】



特定都市河川が
洪水予報指定河川である場合

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【定義】

第2条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川をいう。以下同じ。）であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限って指定するものをいう。

2 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域（当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあってはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道（以下「特定都市下水道」という。）がある場合にあってはその排水区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第7号に規定する排水区域をいう。以下同じ。）を含む。）として国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定するものをいう。

3 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水による浸水（以下「都市洪水」という。）又は一時に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

4 この法律において「河川管理者」とは、河川法第7条に規定する河川管理者（同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。

5 この法律において「下水道管理者」とは、下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の3第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

7 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの（第9条の許可を受けて行う第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）をいう。

8 この法律において「保全調整池」とは、防災調整池のうち、第23条第1項の規定により指定されるものをいう。

9 この法律において「宅地等」とは、宅地、池沼、水路、ため池、道路その他雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをいう。

【特定都市河川等の指定】

第3条 国土交通大臣は、一の水系に係る一又は二以上の一級河川につき、区間を限ってこれを特定都市河川として指定することができる。

2 前項の規定により指定する河川の区間は、一級河川の連続する区間でなければならない。この場合において、二以上の一級河川を併せて指定するときは、そのうちの一級河川の連続する区間が、他の一級河川の連続する区間と直接に又は他の一級河川の連続する区間を通じて間接に接続していなければならない。

3 前2項の規定により国土交通大臣が特定都市河川を指定するときは、併せて、当該特定都市河川に係る特定都市河川流域を指定しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により指定しようとする区間のすべてが河川法第9条第2項に規定する指定区間にあるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その特定都市河川及び特定都市河川流域の指定は、都道府県知事が行うものとする。

5 都道府県知事は、一の水系に係る一又は二以上の河川法第5条第1項に規定する二級河川につき、区間を限ってこれを特定都市河川として指定することができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

6 前2項の場合において、指定しようとする特定都市河川流域が二以上の都府県にわたるときのこれらの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（当該特定都市河川流域が二以上の都府県にわたる場合にあっては、都府県知事及び当該特定都市河川流域の区域の一部をその区域に含む他の都府県知事）」とする。

7 第3項（第5項において準用する場合に限る。）及び前3項の規定により都道府県知事が特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 国土交通大臣は、第1項及び第3項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市

- 下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。
- 9 都道府県知事は、第3項(第5項において準用する場合に限る。)及び第4項から第6項までの規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。
- 10 國土交通大臣又は都道府県知事は、第1項、第3項(第5項において準用する場合を含む。)及び第4項から第6項までの規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定をするときは、國土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 11 前各項の規定は、特定都市河川又は特定都市河川流域の指定の変更又は解除について準用する。

第2章 流域水害対策計画等

第1節 流域水害対策計画の策定等

【流域水害対策計画の策定】

- 第4条 前条の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者(以下この条及び次条において「河川管理者等」という。)は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために対策に関する計画(以下「流域水害対策計画」という。)を定めなければならない。
- 2 流域水害対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 1 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
 - 2 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
 - 3 特定都市河川の整備に関する事項
 - 4 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
 - 5 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
 - 6 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るために雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
 - 7 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
 - 8 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
 - 9 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項
- 3 河川管理者等は、第1項の規定により流域水害対策計画を定めようとするときは、あらかじめ、國土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特定都市河川の河川管理者が國土交通大臣である場合は、この限りでない。
- 4 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 5 河川管理者等は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第2項第3号及び第4号に掲げる事項については、当該特定都市河川の河川管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
- 7 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第2項第5号に掲げる事項については、当該特定都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の知事が共同して作成する案に基づいて定めるものとする。ただし、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内にある場合においては、当該下水道管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
- 8 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めたときは、遅滞なく、國土交通省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 9 第3項から前項までの規定は、流域水害対策計画の変更について準用する。

【流域水害対策計画の実施等】

- 第5条 河川管理者等は、流域水害対策計画を共同して作成した他の河川管理者等と連携を図りながら、当該流域水害対策計画に定められた浸水被害対策の基本方針に従い、雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害対策に係る啓発その他浸水被害対策の実施に必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 特定都市河川流域内において居住し、又は事業を営む者は、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるとともに、河川管理者等がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

第2節 流域水害対策計画に基づく措置

【河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備】

- 第6条 河川管理者は、流域水害対策計画に基づき、特定都市河川流域に、特定都市河川の都市洪水による被害の防止を図ることを目的とする雨水貯留浸透施設を設置し、又は管理することができる。

- 2 前項の規定により河川管理者が設置し、又は管理する雨水貯留浸透施設については、当該雨水貯留浸透施設を河川法第3条第2項に規定する河川管理施設と、当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を同法第6条第1項に規定する河川区域と、当該雨水貯留浸透施設に関する工事を同法第8条に規定する河川工事とみなして、同法その他の政令で定める法令の規定を適用する。
- 3 河川管理者は、國土交通省令で定めるところにより、その管理する雨水貯留浸透施設の区域として政令で定めるものを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

【他の地方公共団体の負担金】

- 第7条 流域水害対策計画に基づく事業であつて第4条第2項第5号又は第6号に掲げる事項に関するものを実施する地方公共団体は、当該事業により利益を受ける他の地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

- 2 地方公共団体は、前項の規定により当該利益を受ける他の地方公共団体に当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける他の地方公共団体に協議しなければならない。

【排水設備の技術上の基準に関する特例】

- 第8条 下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者は、特定都市河川流域において流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために、同法第10条第1項に規定する排水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、同条第3項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

第3章 特定都市河川流域における規制等

【雨水浸透阻害行為の許可】

- 第9条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。)であつて雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事(指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この章及び第38条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 1 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 2 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。)
- 3 前2号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

【申請の手続】

- 第10条 前条の許可を受けようとする者は、國土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という。)の位置、区域及び規模
 - 2 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
 - 3 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事(以下「対策工事」という。)の計画
 - 4 その他國土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、國土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

【許可の基準】

- 第11条 都道府県知事は、第9条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため必要な措置を政令で定める技術的基準(次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。第17条第2項及び第3項、第18条第1項並びに第20条第1項第4号において同じ。)に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

【条例による技術的基準の強化】

- 第12条 地方公共団体は、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的条件の特殊性を勘案し、前条の政令で定める技術的基準のみによっては特定都市河川流域における浸水被害の防止を図ることが困難であると認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的基準を強化することができる。

- 2 市町村(指定都市等を除く。)は、前項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

【許可の条件】

第13条 都道府県知事は、第9条の許可に、行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

【許可の特例】

第14条 国又は地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第9条の許可を受けたものとみなす。

【許可又は不許可の通知】

第15条 都道府県知事は、第9条の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって同項の申請をした者に通知しなければならない。

【変更の許可等】

第16条 第9条の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、第10条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第9条の許可を受けた者は、第1項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第11条及び前3条の規定は、第1項の許可について準用する。

5 第1項又は第3項の場合における次条の規定の適用については、第1項の規定による許可又は第3項の規定による届出に係る変更後の内容を第9条の許可の内容とみなす。

【工事完了の検査等】

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による工事を完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が第11条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第1項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第11条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

1 雨水貯留浸透施設の敷地である土地

2 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

4 前項各号に掲げる土地又は建築物等の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

5 何人も、第3項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

6 都道府県(当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項及び第8項において同じ。)は、第3項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。

8 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

【雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可】

第18条 前条第2項の検査の結果第11条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

1 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て

2 雨水貯留浸透施設(建築物等に設置されているものを除く。)の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築

3 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却(雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。)

4 前3号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があったときは、その申請に係る行為が雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能の保全上支障がなく、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

4 第13条から第15条までの規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、第13条、第14条及び第15条第1項中「第9条」とあるの

は「第18条第1項」と、第13条中「行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する」とあるのは「雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を保全する」と、第14条中「雨水浸透阻害行為」とあるのは「第18条第1項各号に掲げる行為」と、第15条第2項中「前項」とあるのは「第18条第4項において準用する第15条第1項」と、「同項」とあるのは「第18条第1項の許可」と読み替えるものとする。

5 第3条第11項の規定による特定都市河川流域の指定の変更又は解除により第1項の雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域外に存することなつた場合においては、当該雨水貯留浸透施設については、前条第3項から第8項まで及び前各項の規定は、適用しない。

【雨水の流出の増加の抑制】

第19条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水浸透阻害行為であつて第9条の政令で定める規模未満のものをしようとする者は、行為区域における当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【監督処分】

第20条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な限度において、第9条、第16条第1項若しくは第18条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

1 第9条又は第16条第1項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者

2 第18条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

3 第9条、第16条第1項又は第18条第1項の許可に付した条件に違反した者

4 特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為(当該特定都市河川流域の指定の際当該特定都市河川流域内において既に着手している行為を除く。)であつて、行為区域における流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を第11条の政令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

5 詐欺その他不正な手段により第9条、第16条第1項又は第18条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は建築物等若しくは建築物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物等若しくは建築物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

【立入検査】

第21条 都道府県知事は、第9条、第16条第1項、第17条第2項、第18条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【報告の徴収等】

第22条 都道府県知事は、第9条又は第16条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地又は当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、第18条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る雨水貯留浸透施設又は当該許可に係る行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、若しくは地下に浸透させる機能を保全するため必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第2節 保全調整池**【保全調整池の指定等】**

第23条 都道府県知事は、特定都市河川流域内に存する政令で定める規模以上の防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該保全調整池が存する市町村の長(指定都市等の長を除く。)の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該保全調整池を公示するとともに、その旨を当該保全調整池が存する市町村の長(指定都市等の長を除く。)及び当該保全調整池の所有者に通知しなければならない。

- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
 5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

【標識の設置等】

第24条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

- 1 保全調整池の敷地である土地
- 2 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地
- 2 第17条第4項から第8項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項各号」とあるのは「第24条第1項各号」と、同条第5項及び第6項中「第3項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第6項中「当該雨水貯留浸透施設」とあるのは「当該保全調整池」と、同条第7項中「前項」とあるのは「第24条第2項において準用する第17条第6項」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第24条第2項において準用する第17条第7項」と読み替えるものとする。

【行為の届出等】

第25条 保全調整池について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 1 保全調整池の全部又は一部の埋立て
- 2 保全調整池(建築物等に設置されているものを除く。)の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- 3 保全調整池が設置されている建築物等の改築又は除却(保全調整池に係る部分に関するものに限る。)
- 4 前3号に掲げるもののほか、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能を阻害するおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事(指定都市等の長を除く。)は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を特定都市河川の河川管理者(次項において「関係河川管理者」という。)、当該保全調整池が存する下水道の排水区域に係る下水道管理者(次項において「関係下水道管理者」という。)及び当該保全調整池が存する市町村の長に通知しなければならない。
- 3 指定都市等の長は、第1項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を当該指定都市等を包括する都道府県の知事、関係河川管理者及び関係下水道管理者に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項の規定による届出があった場合において、当該保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

【防災調整池の保全】

第26条 特定都市河川流域内に存する防災調整池の所有者その他当該防災調整池の管理について権原を有する者は、当該防災調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能を維持するように努めなければならない。

第3節 管理協定

【管理協定の締結等】

第27条 地方公共団体は、保全調整池が有する雨水を一時的に貯留する機能の保全のため必要があると認めるときは、保全調整池所有者等(当該保全調整池の敷地である土地(建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該保全調整池に係る部分)の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。次項及び第31条において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「管理協定」という。)を締結して、当該保全調整池の管理を行うことができる。

- 1 管理協定の目的となる保全調整池(以下「管理協定調整池」という。)
- 2 管理協定調整池の管理の方法に関する事項
- 3 管理協定の有効期間
- 4 管理協定に違反した場合の措置
- 2 管理協定については、保全調整池所有者等の全員の合意がなければならない。

【管理協定の総覧等】

第28条 地方公共団体は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から2週間利害関係人の総覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の総覧期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体に意見書を提出することができる。

【管理協定の公告等】

第29条 地方公共団体は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該地方公共団体の事務所に備えて公衆の総覧に供するとともに、次に掲げる土地又は建築物等に、管理協定調整池が存する旨を明示しなければならない。

- 1 管理協定調整池の敷地である土地
- 2 建築物等に管理協定調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

【管理協定の変更】

第30条 第27条第2項及び前2条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

【管理協定の効力】

第31条 第29条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった管理協定は、その公告のあった後において当該管理協定調整池の保全調整池所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第4章 都市洪水想定区域等

【都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域】

第32条 国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の区間(河川法第9条第2項に規定する指定区間を除く。)について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間にについて、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合にその特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。ただし、その特定都市河川について、水防法(昭和24年法律第193号)第10条第2項又は第10条の2第1項の規定による指定があるときは、この限りでない。

- 2 前項本文に定めるもののほか、特定都市河川流域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長、当該市町村を包括する都道府県の知事及び特定都市下水道の下水道管理者(特定都市河川流域の全部が一の市町村の区域内にある場合にあっては、市町村の長及び特定都市下水道の下水道管理者)は、共同して、当該特定都市河川流域について、都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るために、国土交通省令で定めるところにより、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定するものとする。
- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- 4 第1項本文又は第2項の規定による指定をした者は、指定後速やかに、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表しなければならない。
- 5 第1項本文の規定による指定をした者は、指定後速やかに、前項の規定により公表すべき事項を当該都市洪水想定区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 6 前3項の規定は、第1項本文又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

【都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置】

第33条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第1項本文の規定による都市洪水想定区域の指定又は同条第2項の規定による都市浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。第3項において同じ。)において、都市洪水及び都市浸水が相互に影響を及ぼすものであることを考慮して、都市洪水又は都市浸水の発生又は発生のおそれに関する情報(以下「洪水等情報」という。)の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

- 2 市町村防災会議は、都市洪水想定区域内又は都市浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、都市洪水又は都市浸水が生じた時ににおける当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように、前項に規定する洪水等情報の伝達方法を定めるものとする。
- 3 都市洪水想定区域又は都市浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水等情報の伝達方法、避難場所その他都市洪水又は都市浸水が生じた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるよう努めるものとする。
- 4 都市洪水想定区域(当該特定都市河川が水防法第10条第2項又は第10条の2第1項の規定による指定を受けている場合にあっては、同法第10条の4第1項に規定する浸水想定区域を含む。)内又は都市浸水想定区域内の地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、都市洪水又は都市浸水が生じた時ににおける当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により浸水被害の軽減を図るために市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第1項中「市町村防災会議(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。)」と、「市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。)」と、第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第3項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

【測量又は調査のための土地の立入り等】

第34条 國土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第23条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又は垣、塀等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国、都道府県又は指定都市等は、第1項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国、都道府県又は指定都市等と損失を受けた者が協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は指定都市等は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

【権限の委任】

第35条 この法律に規定する國土交通大臣の権限は、國土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

【経過措置】

第36条 この法律の規定に基づき政令又は國土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は國土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

【事務の区分】

第37条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

- 1 第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。、同条第4項から第7項まで、第9項及び第10項(同条第11項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第4条第1項、同条第3項から第8項まで(同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第34条第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項から第10項まで(第34条第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項から第10項までに規定する事務にあっては、特定都市河川流域の指定に係るものに限る。)の規定により都道府県が処理することとされている事務
- 2 第4条第1項及び同条第3項から第8項まで(同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

第六章 罰則

第38条 第20条第1項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 1 第9条又は第16条第1項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をした者
- 2 第18条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 3 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 4 第34条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第17条第1項(工事の完了の届出に係る部分に限る。)又は第25条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 第17条第5項(第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 3 第22条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第42条 第16条第3項又は第17条第1項(工事の廃止の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

【附則 略】

【附帯決議】

特定都市河川浸水被害対策法案に対する附帯決議

平成15年5月15日
参議院国土交通委員会

今後、都市化、市街化の一層の進展が予想される中で、都市水害対策は、治水政策に加え、都市政策、住宅政策、環境政策等の多面的視点を要する政策課題として検討されるべきである。

このような考え方の下で、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 都市河川流域における宅地造成等については、流域住民の安全性の確保を図るために、計画的な整備が行われるよう措置すること。
- 2 防災調整池等の雨水貯留浸透施設については、多目的複合利用を積極的に推進するなど、その有効かつ効率的な整備・運用を図ること。
- 3 都市部における適切な水循環を図る観点から、雨水の生活用水等への再利用を始め、その一層の有効利用を図るための方策を検討すること。
- 4 流域水害対策計画の策定に当たり、学識経験者及び住民の意見が十分反映されるよう努めること。
- 5 都市河川流域における住民に対する洪水等情報が的確に伝達され、周知徹底が図られるよう努めること。
- 6 雨水浸透阻害行為に係る許可、保全調整池に係る届出、必要な助言又は勧告に関して、その実施状況等を踏まえ、適宜見直しを検討すること。

特定都市河川浸水被害対策法案に対する附帯決議

平成15年6月4日
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 都市水害対策の実施に当たっては、河川行政と下水道行政、都市計画行政、住宅行政、環境行政等との十分な連携を図り、多面的視点に配慮して推進すること。特に、今後の市街化の進展状況を見据えた計画的なまちづくりに十分留意すること。
- 2 都市河川流域における宅地造成等の開発行為については、雨水浸透機能の十分な確保が図られるよう、開発業者等に対し本法の趣旨を周知徹底すること。また、民間の防災調整池については、適切な管理がなされその効用が十分に発揮されるよう積極的な助言、支援に努めること。
- 3 雨水貯留浸透施設の設置に際しては多目的複合利用を積極的に推進するなどその有効かつ効率的な整備・運用を図ること。
- 4 流域水害対策計画の策定に当たっては、地域の実情に十分配慮し、学識経験者及び住民の意見が反映されるよう努めること。
- 5 都市河川流域の住民に対しては、洪水時等に想定される具体的な浸水状況や円滑かつ迅速な避難体制について、ハザードマップの活用等により十分な周知徹底を図るとともに、防災訓練の積極的な実施等により防災意識の啓発に努めること。
- 6 水害発生時においては、的確かつわかりやすい情報の迅速な伝達を図るとともに、高齢者等の災害弱者の安全かつ効果的な避難について配慮すること。
- 7 都市部における適切な水循環を図るため、雨水の再利用等の有効利用を積極的に推進すること。
- 8 雨水の浸透機能を有する道路舗装を積極的に推進すること。

特定都市河川浸水被害対策法施行令

(平成16年政令第168号)

【雨水が浸透しにくい土地】

第1条 特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)第2条第9項の政令で定める土地は、鉄道線路及び飛行場とする。

【河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定】

第2条 雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法第6条第2項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 1 公営企業金融公庫法(昭和32年法律第83号)附則第10項第2号
- 2 河川法(昭和39年法律第167号)の規定
- 3 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第2号の2及び第16条第4号の2
- 4 河川法施行令(昭和40年政令第14号)の規定
- 5 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成16年政令第160号)第10条第1号及び第4号
- 6 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第6条第2項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。
 - 1 不動産登記法(明治32年法律第24号)第81条第4項、第81条ノ8第2項及び第90条第1項から第3項まで
 - 2 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第115条の17第1項
 - 3 河川法の規定
 - 4 自転車道の整備等に関する法律(昭和45年法律第16号)第6条第2項
 - 5 河川法施行令の規定
 - 6 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第3条第4号及び第4条第6号
 - 7 地価税法施行令(平成3年政令第174号)第2条第2項第1号
 - 8 土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)第9条第10号
- 7 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第6条第2項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。
 - 1 道路法(昭和27年法律第180号)第22条第2項、第23条第2項、第58条第2項及び第59条第2項
 - 2 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第14条第2項、第15条第2項、第34条第2項及び第35条第2項
 - 3 河川法の規定
 - 4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第16条第2項及び第22条第2項
 - 5 独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第18条第1項第4号
 - 6 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)第5条第4号
 - 7 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第1条第1項第1号
 - 8 河川法施行令の規定
 - 9 電気事業法施行令(昭和40年政令第206号)第3条第1項第7号
 - 10 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和62年政令第275号)附則第2条第1項第4号
 - 11 都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第3条第4号

【河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域】

第3条 法第6条第3項の政令で定める雨水貯留浸透施設の区域は、当該雨水貯留浸透施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は雨水を貯留する空間を確保するためのもので柱若しくは壁及びこれらによって支えられる人工地盤から成る構造を有するものである場合にあっては当該雨水貯留浸透施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的区域とし、それ以外の場合にあっては当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域とする。

【排水設備の技術上の基準に関する条例の基準】

第4条 法第8条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 条例の技術上の基準は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。
- 2 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定めるものが規定されているものであること。
 - ロ 法第4条第1項に規定する流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課すこととなるものであること。
 - ハ 条例が対象とする区域における浸水被害の防止の必要性、排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあっては、当該区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。

【許可を要する雨水浸透阻害行為の規模】

第5条 法第9条本文の政令で定める規模は、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積が1000平方メートルであるものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合においては、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市若しくは同法第252条の26の3第1項の特例市(以下この条において「指定都市等」という。)又は同法第252条の17の2第1項の規定に基づき法第3章(法第19条、第26条及び第3節を除く。)に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この条において「事務処理市町村」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第8条第2項及び第13条において同じ。)は、当該規模について、条例で、区域を限り、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積を500平方メートル以上1000平方メートル未満とする範囲内で、別に定めることができる。

【通常の管理行為、軽易な行為その他の行為】

第6条 法第9条ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 主として農地又は林地を保全する目的で行う行為
- 2 既に舗装されている土地において行う行為
- 3 仮設の建築物等(建築物その他の工作物をいう。第11条第2号及び第14条第2号において同じ。)の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)

【土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為】

第7条 法第9条第3号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)を新設し、又は増設する行為
- 2 ローラーその他これらに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為(既に締め固められている土地において行われる行為を除く。)

【対策工事の計画についての技術的基準】

第8条 法第11条(法第16条第4項において準用する場合を含む。)の政令で定める技術的基準は、その対策工事の計画が、当該行為区域で基準降雨(第5条ただし書の規定により条例が定められた場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めたとき、又は次条第1号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあっては、当該降雨)の強度の降雨が生じた場合においても、国土交通省令で定めるところにより、流出雨水量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであることとする。

2 前項の基準降雨は、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の長が、国土交通省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の特定都市河川流域において10につき1回の割合で発生するものと予想される降雨として定め、あらかじめ公示しなければならない。

【技術的基準の強化に関する条例の基準】

第9条 法第12条第1項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 技術的基準の強化は、法第4条第1項の流域水害対策計画を定めた地方公共団体が、国土交通省令で定めるところにより、当該流域水害対策計画を共同して定めた同項の河川管理者等の意見を聴いて、前条第2項の基準降雨の強度を超える降雨(次号において「強化降雨」という。)を定めることにより行うものであること。
- 2 強化降雨は、国土交通省令で定めるところにより、法第4条第1項の流域水害対策計画において定められた都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨のいずれかの強度を超えない範囲内で定めるものであり、かつ、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであること。

【収用委員会の裁決の申請手続】

第10条 法第17条第8項(法第24条第2項において準用する場合を含む。)の規定により土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条第2項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

【通常の管理行為、軽易な行為その他の行為】

第11条 法第18条第1項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為
- 2 仮設の建築物等の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。)

【雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為】

第12条 法第18条第1項第4号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 雨水貯留浸透施設の敷地である土地(雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分)において物件を移動の容易でない程度にたい堆積し、又は設置する行為

- 2 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
- 3 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は出口の形状を変更する行為

【保全調整池として指定する防災調整池の規模】

第13条 法第23条第1項の政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が100立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合においては、都道府県は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を100立方メートル未満で、別に定めることができる。

【通常の管理行為、軽易な行為その他の行為】

第14条 法第25条第1項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 保全調整池の維持管理のために行う行為
- 2 仮設の建築物等の建築その他の保全調整池又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該保全調整池の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。)

【保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為】

第15条 法第25条第1項第4号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 1 保全調整池の敷地である土地(保全調整池が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該保全調整池に係る部分)において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- 2 保全調整池を損傷する行為
- 3 保全調整池の雨水の流入口又は出口の形状を変更する行為

【収用委員会の裁決の申請手続】

第16条 法第34条第10項の規定により土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

【附則 略】

特定都市河川浸水被害対策法施行規則

(平成16年国土交通省令第64号)

【特定都市河川等の指定の公示】

第1条 特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)第3条第10項(同条第11項において準用する場合を含む。)の規定による特定都市河川の指定(同条第11項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除)の公示は、次の各号の一以上により当該特定都市河川の区間の起点及び終点を明示して、国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事にあってはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

- 1 市町村(特別区を含む。第9条第3項を除き、以下同じ。)、大字、字、小字及び地番
- 2 一定の地物、施設又は工作物
- 3 平面図
- 2 法第3条第10項(同条第11項において準用する場合を含む。)の規定による特定都市河川流域の指定(同条第11項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除)の公示は、次の各号の一以上により当該特定都市河川流域を明示して、国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事にあってはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うものとする。
- 1 市町村、大字、字、小字及び地番
- 2 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- 3 平面図

【流域水害対策計画の公表】

第2条 法第4条第8項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、流域水害対策計画を定めた旨(同条第9項において準用する場合にあっては、流域水害対策計画を変更した旨)及び当該流域水害対策計画を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

【河川管理施設とみなされる雨水貯留浸透施設に対する省令の適用】

第3条 法第6条第2項の規定に基づき雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第2号の2の規定を適用する場合には、当該雨水貯留浸透施設を同号の国土交通省令で定める河川管理施設とみなして、都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)第6条の規定を適用する。

【河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示】

第4条 法第6条第3項の規定による特定都市河川浸水被害対策法施行令(以下「令」という。)第3条の立体的区域の公示は、次の各号の一以上により当該立体的区域を明示して、国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の長にあってはその統轄する都道府県又は指定都市の公報に掲載して行うものとする。

- 1 市町村、大字、字、小字及び地番並びに標高
- 2 一定の地物、施設又は工作物
- 3 平面図、縦断面図及び横断面図
- 2 法第6条第3項の規定による令第3条の土地の区域の公示は、第1条第1項各号の一以上により当該土地の区域を明示して、国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事又は指定都市の長にあってはその統轄する都道府県又は指定都市の公報に掲載して行うものとする。

【排水設備の設置及び構造に関する事項】

第5条 令第4条第2号イの国土交通省令で定める排水設備の設置及び構造に関する事項は、雨水貯留槽、雨水浸透ます等の性能又は仕様及び数量とする。

【雨水浸透阻害行為の許可の申請】

第6条 法第9条の許可を受けようとする者(法第14条の協議をしようとする者を含む。)は、別記様式第1の雨水浸透阻害行為許可申請書(法第14条の協議をしようとする者にあっては、雨水浸透阻害行為協議書)を都道府県知事(指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市(以下この項及び第9条第3項において「指定都市等」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長。第9条第3項及び第31条を除き、以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 法第10条第1項第2号及び第3号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画説明書は、同項の工事の計画の方針、行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。)内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画を記載したものでなければならない。
- 4 第2項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

明示すべき事項	縮 尺	備 考
地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	2500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものであること。
行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	2500分の1以上	
排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	2500分の1以上	
対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域	2500分の1以上	
雨水貯留浸透施設の形状	2500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
雨水貯留浸透施設の構造の詳細	500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること

【雨水浸透阻害行為の許可申請書の記載事項】

第7条 法第10条第1項第4号の国土交通省令で定める事項は、同項第2号及び第3号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

【雨水浸透阻害行為の許可申請書の添付図書】

第8条 法第10条第2項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 1 行為区域位置図
- 2 行為区域区域図
- 3 対策工事の計画が令第8条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類
- 2 前項第1号に掲げる行為区域位置図は、縮尺5万分の1以上とし、行為区域の位置を表示した地形図でなければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる行為区域区域図は、縮尺2500分の1以上とし、行為区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

【条例で定めた降雨の適用等】

第9条 令第8条第1項の令第5条ただし書の規定により条例が定められた場合に当該条例で定める基準降雨の強度を超えない降雨は、1000平方メートル未満の面積の土地において行おうとする雨水浸透阻害行為の対策工事の計画のみに適用するものとする。

- 2 前項の降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超えないものとし、令第5条ただし書の条例において降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものとする。
- 3 都道府県（指定都市等又は地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき法第3章（法第19条、第26条及び第3節を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この項において「事務処理市町村」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村（第11条第1項において同じ。）は、第1項の降雨を定める場合には、あらかじめ、当該都道府県の区域内における特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

【流出雨水量の算定に関する細目】

第10条 令第8条第1項の技術的基準は、その対策工事の計画が、次項第2号の規定による雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、同項第1号の規定による雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値を上回らないよう定められたものであることをとする。

- 2 前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。
 - 1 雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値 基準降雨（令第5条ただし書の規定により条例が定められた場合において、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めたとき、又は令第9条第1号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあっては、当該降雨。以下この号において同じ。）が生じた場合における10分ごとの行為区域からの流出雨水量として次に掲げる式により算定したもの（以下この項において「各時間毎流出雨水量」という。）のうち最大の値。ただし、当該行為区域内に当該雨水浸透阻害行為をしようとする者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨水量の雨水が当該雨水貯留浸透施設に流入した場合に当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法その他の合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

$$Q = (1 \div 3 6 0) \times F \times R \times (A \div 1 0 0 0 0)$$

この式において、Q、F、R及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q 行為区域からの流出雨水量（単位 1秒につき立方メートル）

F 行為区域の平均流出係数

R 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値（単位：1時間につきミリメートル。洪水到達時間は10分とする。）

A 行為区域の面積（単位：平方メートル）

- 2 雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値 各時間毎流出雨水量の雨水が対策工事に係る雨水貯留浸透施設（当該行為区域内に当該雨水浸透阻害行為をしようとする者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存する場合にあっては、当該雨水貯留浸透施設を含む。）に流入した場合に当該対策工事に係る雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法その他の合理的な方法により算定したもののうち最大の値
- 3 前項第1号の行為区域の平均流出係数は、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数として国土交通大臣が定めるものを、当該行為区域の土地利用形態ごとの面積により加重平均して求めるものとする。

【基準降雨の指定に関する細目】

第11条 都道府県の長は、当該都道府県の区域内において特定都市河川及び特定都市河川流域が指定される場合（指定が変更される場合を含む。）においては、あらかじめ、当該特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴いた上で、法第3条第10項（同条第11項において準用する場合を含む。）の公示の日において、当該特定都市河川流域における基準降雨を定め、当該都道府県の公報に掲載しなければならない。この場合において、都道府県の長は、必要があると認めるときは、当該特定都市河川流域における降雨の特性を勘案し、当該特定都市河川流域を二以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。

- 2 前項の基準降雨は、継続時間を24時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものとする。

【技術的基準の強化に関する細目】

- 1 令第9条第1号の強化降雨は、その降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超える降雨とし、法第12条第1項の条例において、降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものとする。
- 2 地方公共団体は、強化降雨を定める場合において必要があると認めるときは、特定都市河川流域における降雨の特性、対策工事を行う者の負担その他の事項を勘案し、当該特定都市河川流域を二以上の区域に区分し、又は雨水浸透阻害行為の規模を二以上に区分して、それぞれの区域又は規模ごとに強化降雨を定めることができる。

【強化降雨の上限に関する細目】

第13条 強化降雨は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものでなければならない。

- 1 当該強化降雨の降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものであること。
- 2 当該強化降雨の降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものであること。

【軽微な変更】

第14条 法第16条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第10条第1項第2号及び第3号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

【変更の許可の申請書の記載事項】

第15条 法第16条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の理由
- 3 雨水浸透阻害行為の許可の許可番号

【工事完了等の届出】

第16条 法第17条第1項の規定による雨水浸透阻害工事に関する工事の完了の届出は、別記様式第2の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第17条第1項の規定による雨水浸透阻害工事に関する工事の廃止の届出は、別記様式第3の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

【雨水貯留浸透施設の標識の設置】

第17条 法第17条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 1 雨水貯留浸透施設（以下この条において単に「施設」という。）の名称
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 3 施設の容量（容量のない施設にあっては規模）及び構造の概要
- 4 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事の許可を要する旨
- 5 施設の管理者及びその連絡先

- 6 標識の設置者及びその連絡先
2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けなければならない。

【損失の補償の裁決申請書の様式】

第18条 令第10条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第4(法第17条第8項の規定を法第24条第2項において準用する場合にあっては、別記様式第5)とし、正本1部及び写し1部を提出するものとする。

【雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請】

第19条 法第18条第1項の許可を受けようとする者(同条第4項において準用する法第14条の協議をしようとする者を含む。)は、別記様式第6の雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書(法第18条第4項において準用する法第14条の協議をしようとする者にあっては、雨水貯留浸透施設機能阻害行為協議書)を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第18条第1項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事(法第18条第1項各号に掲げる行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。)を行おうとする者以外の者にあっては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

明示すべき事項	縮 尺	備 考
雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	2500分の1以上	
雨水貯留浸透施設の形状	2500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
雨水貯留浸透施設の構造の詳細	500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
当該行為により設置される施設の形状	2500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
当該行為により設置される施設の構造の詳細	500分の1以上	
保全工事に係る施設の形状	2500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
保全工事に係る施設の構造の詳細	500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

【雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請書の記載事項】

第20条 法第18条第2項の国土交通省令で定める事項は、同条第1項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる雨水貯留浸透施設の名称及び当該雨水貯留浸透施設に係る雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号、当該雨水貯留浸透施設が有する機能の保全上支障がないことを明らかにする事項並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日(保全工事を行おうとする場合に限る。)とする。

【監督処分に関する公示の方法】

第21条 法第20条第3項の国土交通省令で定める方法は、都道府県又は指定都市等の公報への掲載とする。

【保全調整池の指定の公示】

第22条 法第23条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除)の公示は、保全調整池を指定した旨(同条第5項において準用する場合にあっては、指定を解除した旨)、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地である土地の区域(建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等の敷地である土地の区域)並びに当該保全調整池の容量を明示して、都道府県又は指定都市等の公報に掲載して行うものとする。

2 前項の土地の区域の明示は、第1条第1項各号の一以上により行うものとする。

【保全調整池の標識の設置】

第23条 法第24条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 1 保全調整池の名称及び指定番号
- 2 保全調整池の容量及び構造の概要
- 3 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事に届け出なければならない旨
- 4 保全調整池の管理者及びその連絡先

- 5 標識の設置者及びその連絡先
2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けなければならない。

【保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出】

第24条 法第25条第1項の規定による届出は、別記様式第7の保全調整池機能阻害行為届出書を提出して行うものとする。

2 法第25条第1項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事(法第25条第1項各号に掲げる行為の対象となる保全調整池が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。)を行おうとする者以外の者にあっては、保全工事の計画図を作成することを要しない

明示すべき事項	縮 尺	備 考
保全調整池の位置及び集水区域	2500分の1以上	
保全調整池の形状	2500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
当該行為により設置される施設の形状	500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
当該行為により設置される施設の構造の詳細	2500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
保全工事に係る施設の形状	500分の1以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
保全工事に係る施設の構造の詳細	2500分の1以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

【保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出書の記載事項】

第25条 法第25条第1項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる保全調整池の名称及び指定番号並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日(保全工事を行おうとする場合に限る。)とする。

【届出の内容の通知】

第26条 法第25条第2項及び第3項の規定による通知は、第24条第1項の保全調整池機能阻害行為届出書の写しを添付してするものとする。

【管理協定の締結に係る公告】

第27条 法第28条第1項(法第30条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 1 管理協定の名称
- 2 管理協定の目的となる保全調整池の名称及び指定番号
- 3 管理協定の有効期間
- 4 管理協定の締結場所

【管理協定の締結等の公告】

第28条 前条の規定は、法第29条(法第30条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

【都市洪水想定区域の指定】

第29条 法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域の指定は、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に決壊又はいつ溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。

- 2 前項の規定により選定する地点には、当該地点における決壊又は溢流による浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。
- 3 第1項の規定により選定された地点における決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 4 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第1項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

【都市浸水想定区域の指定】

第30条 法第32条第2項に規定する都市浸水想定区域の指定は、下水道その他の排水施設(以下この項において「下水道等」という。)から河川その他の公共の水域(以下この項において「河川等」という。)に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道等の配置、構造及び能力の現状、地形の状況等を勘案して行うものとする。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、当該河川等の管理者に対し、当該河川等の水位の見込みに関する資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

【都市洪水想定区域等の公表】

第31条 法第32条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)の規定による都市洪水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨を官報又は都道府県の公報に掲載するとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、都市洪水想定区域の指定の前提となる降雨が、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨であることを明示しなければならない。

3 法第32条第4項の規定による都市浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨を都道府県の公報又は市町村の公報に掲載するとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村の長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

4 前項の図面には、都市浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨であることを明示しなければならない。

【損失の補償の裁決申請書の様式】

第32条 令第16条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第8とし、正本1部及び写し1部を提出するものとする。

【権限の委任】

第33条 法に規定する河川管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

2 前項に規定するもののほか、法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第3条第1項、第3項、第7項、第8項及び第10項(これらの規定を同条第11項において準用する場合を含む。)に規定する権限以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

【附則及び様式 略】

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)

第1 特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第521号)第10条第3項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数(以下「流出係数」という。)は、別表1から別表4までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第2 前項に定める流出係数により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透阻害行為を行おうとする区域における雨水の流出試験(以下「現場試験」という。)により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

別表1 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する「宅地等」に該当する土地(法第9条第1号関係)

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路(法面を有しないものに限る。)	0.90
道路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	0.90
鉄道線路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値
飛行場(法面を有しないものに限る。)	0.90
飛行場(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値

別表2 補装された土地(法第9条第2号関係)

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地(法面を除く。)	0.95
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00

別表3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地(法第9条第3号関係)

土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.50
運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

別表4 別表1から別表3までに掲げる土地以外の土地

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20